

第4回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 1
平成31年4月17日	

眼の水晶体の等価線量限度について 第3回検討会の議論

第3回検討会の議論について

1. 意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

- A) 一般的な医師については問題ないが、地域医療が守られるとのエビデンスやトップレベルの医師についての情報が提供されるまでは、一律に引き下げることは妥当でなく、調査して示すことが必要。
- B) 防護眼鏡等の放射線防護の強化について、関係者へのヒアリングにより、防護眼鏡の改良は今後とも見込まれるとの報告。
- C) 教育・研修については、医療法施行規則に規定する労働者本人に対する研修のほか、労働安全衛生マネジメントシステムなどの取組を着実に進め、事業者が安全衛生管理体制を確立することが必要。
- D) 医師法における応召義務と安衛法における危険防止措置・健康障害防止措置との関係性を整理することが必要。
- E) 防護眼鏡等の放射線防護の強化、猶予措置の必要性、健康確保措置の強化の3つ論点について検討が必要。

2. 緊急作業者に係る眼の水晶体の等価線量限度を意見具申どおりとすることについて

- 意見具申どおりとすることが適当。

3. 除染等業務に係る眼の水晶体の等価線量限度を意見具申どおりとすることについて

- 意見具申どおりとすることが適当。

意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

① 防護眼鏡等の放射線防護の強化

② 猶予措置の必要性

- ・ 十分な放射線防護を行っても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のある労働者に関する実態調査について

③ 健康確保措置の強化

- ・ 眼の放射線障害の機序と実態
- ・ 労働安全衛生法における健康確保措置について